

3 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

まず、申請書を記入します。

様式第1号

農地法第3条の規定による許可申請書

平成 年 月 日

さぬき市農業委員会会長 殿

譲渡人(設定者)

住所 さぬき市 町 番地  
氏名

譲受人(被設定者)

住所 さぬき市 × × 町 × × 番地  
氏名 株式会社 × ×  
代表取締役 × × × ×

下記農地(採草放牧地)について { 所有権  
賃借権  
使用貸借による権利  
その他使用収益権( ) } を { 移転  
設定(期間: 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

1 申請者の氏名及び住所等

申請者の別	氏名又は法人の名称及び代表者氏名	年齢	職業又は業務内容	住所又は主たる事務所の所在地	電話番号
譲渡人(設定者)		90	農業	さぬき市 町 番地	087-
譲受人(被設定者)	株式会社 × × 代表取締役 × × × ×		農業	さぬき市 × × 町 × × 番地	087-

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用 状況	所有者氏名 (名称)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
		登記簿	現況				権利の種類	権利者氏名(名称)
さぬき市 町	×番1	田	田	3,000㎡	田			
さぬき市 町	×番2	田	田	2,500㎡	田			

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

【譲渡人事由】

(1) 自作地有償所有権移転又は賃借権・使用貸借による権利の設定					(2) 自作地無償所有権移転				
自作地相互の交換	1	資金を必要とするため	営農資金	9	経営移譲年金受給のため				1
参加農業生産法人への出資	2		農地購入資金	10	世帯内与	後継者へ	一括		2
経営移譲年金受給のため	3		相続、分家資金	11			部分		3
農業廃止	4		療養その他生活資金	12	分家目的		4		
兼業・高齢化による経営縮小	5		その他の資金	13	その他		5		
労働力不足	6		相手方の要望	14	すでに分家独立している者への譲渡				6
耕作不便、低生産地のため	7	その他	15						
自作地以外との交換	8				(3) 貸付地(小作地)の売買・その他				

【譲受人事由】

譲受人事由	経営規模の拡大	①	申請地での作付予定作物〔 〕と権利取得後における作物別作付面積				
	自作地相互の交換	2		田	畑	樹園地	採草放牧地
	その他の場合の事由 ( )	3	作付(予定)作物	水稻			
			取得後の面積(m <sup>2</sup> )	45,500m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 農地を明渡す時期 (権利の移転日)	平成 年 月 日			(3) 契約内容 (該当する にシ印)	所有権移転 賃借権の設定・移転 使用貸借による権利の設定・移転 地上権、質権、その他の使用収益権の設定・移転
(2) 売買代金 (10aあたり)	550万 円 (100万円)	賃借料等の額 (10aあたり)	(年間) 円 ( 円)	(4) 契約期間 (賃借権等の場合)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 年間

5 申請当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地等の状況

区分	譲渡人(設定者)の経営面積				譲受人(被設定者)の経営面積					
	自作地	借入地	貸付地	経営面積 +	所有地			借入地		経営面積 +
					自作地	貸付地	非耕作地	現耕作地	非耕作地	
田	25,000m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	25,000m <sup>2</sup>	40,000m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	40,000m <sup>2</sup>
畑										
樹園地										
計	25,000m <sup>2</sup>			25,000m <sup>2</sup>	40,000m <sup>2</sup>					40,000m <sup>2</sup>
採草放牧地										

  

譲受人の 非耕作地 + の詳細	土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	所有地又は借入地の別	状況又は理由
			登記簿	現況			

6 権利を取得する者及びその世帯員等が耕作又は養畜の事業に従事している状況及び雇用労働力の状況等

(1) 権利を取得する者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況 ・ 農作業歴 20年 ・ 農業技術修学歴 年( ) ・ その他( )							(4) 住所地、拠点となる事務所又は施設等から申請地までの通作距離及び時間				
(2) 世帯員等その他常時雇用している労働力(世帯の農業粗収入:年間 万円)							取得者本人の通作距離等	片道距離 5 km	所要時間 [徒歩] 15分	[ ]内には通作手段を記載。	
現在(2人)	譲受人の世帯員等	氏名	年齢	性別	続柄	職業	年間農作業従事日数	農作業経験等の状況	片道距離	所要時間	
		×× ××	45	男	本人	会社員	200日	20年以上の農作業の経験あり(水稻)	5 km	[徒歩] 15分	
			40	女	妻		200日	20年以上の農作業の経験あり(水稻)	5 km	[徒歩] 15分	
									km	[ ] 分	
	増員予定の有無 (該当する にシ印)		有( ) 無( )		人、農作業経験等の状況:				km	[ ] 分	
(3) 臨時雇用労働力(年間延べ人数)											
現在: 人(農作業経験等の状況: )							片道距離 km 所要時間 [ ] 分				
増員予定の有無 (該当する にシ印)		有(2) 無( )		人、農作業経験等の状況: 未定(収穫時に毎年募集)			片道距離 km 所要時間 [ ] 分				

7 権利を取得する者及びその世帯員等の機会の所有等の状況

大農機具等（ 資金調達別の〔 〕内には、自己資金、借入れ(融資の確実なものに限る。)の別を記載してください。）								
種 類	トラクター(30ps)	コンバイン	耕耘機	田植機			トラック	農 舎
確保しているもの 〔所有・リースの別〕	1 台 〔所有〕	1 台 〔リース〕	台 〔 〕	2 台 〔所有〕	台 〔 〕		台 〔 〕	200 m <sup>2</sup> 〔所有〕
導入予定のもの 〔所有・リースの別〕	台 〔 〕	台 〔 〕	台 〔 〕	台 〔 〕	台 〔 〕		台 〔 〕	m <sup>2</sup> 〔 〕
〔資金調達の別〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		〔 〕	〔 〕
飼養家畜の数	乳牛： 頭	肉牛： 頭	豚： 頭	鶏： 羽	その他（ ）：			

8 農業生産法人としての事業等の状況<農地法第3条第2項第2号関係>

権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記載してください。

様式第4号に記載

9 信託の引受けの該当の有無<農地法第3条第2項第3号関係>

該当する にレ印を記載してください。

信託の引受けによる権利の取得で ない  
ある (詳細： )

10 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況<農地法第3条第2項第4号関係>

権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。

11 周辺地域との関係<農地法第3条第2項第7号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利の取得後に行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響の有無  
該当する にレ印を記載してください。

- (1)集落営農、担い手への集積等の取組みへの支障の有無  
ない ある(具体的な支障： )
- (2)周辺の農地等との農薬の使用方法的の違いの有無  
ない ある(具体的な相違： )
- (3)その他の影響の有無  
ない ある(具体的な影響： )

12 使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする申請であって、権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合の要件に係る事項<農地法第3条第3項関係>

次に、様式第4号を記入します。

様式第4号

農業生産法人としての事業等の状況（別紙）

< 農地法第2条第3項第1号関係 >

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容	備考
	生産する農畜産物	関連事業等の内容		
現在(実績又は見込み)	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習	
権利取得後(予定)	同上	同上	同上	

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業	備考
3年前(実績)	6,700千円	200千円	
2年前(実績)	6,800千円	200千円	
1年前(実績)	7,200千円	200千円	
申請日の属する年 (実績又は見込み)	7,800千円	200千円	
2年目(見込み)	7,900千円	200千円	
3年目(見込み)	7,900千円	200千円	

< 農地法第2条第3項第2号関係 >

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				備考	
		農地等の提供面積		農業への従事状況			農作業の委託の状況
		権利の種類	面積	直近実績	見込み		
× × × ×	40 30 20	所有権	10,000m <sup>2</sup>	年間 12か月	年間 12か月	耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀	

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9/10

その法人が農業（労務管理や市場開拓等を含む。）を行う期間

年間12ヶ月

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
(株)	10	販売先

議決権の数の合計	100
関連事業者の議決権の割合	1 / 10

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

< 農地法第2条第3項第3号関係 >

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況(年 か月)				備考
			直近実績	見込み	農作業への常時従事の有無		
					直近実績	見込み	
× × × ×	市 × × 町 × × 番地	代表取締役	年間 12か月	年間 12か月	有	有	

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間 年 12 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「」、見込みは「」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間					←————→		水稻	————→				
その者が農作業に常時従事する期間					←————→		————→		- - - - ->			

.....  
 以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農業生産法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農業生産法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農業生産法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

事前に、まずは農業委員会にご相談ください。

（参考）その他の添付書類の例

営農計画書

損益計算書の写し

総会議事録の写し

申請者が権利を有する農地の位置図

通作経路図

農地のある市町村の農業委員会が発行する耕作証明書

など